

## 募集します！市民活動推進事業

多久市では、地域の課題解決や活性化など、公益的な活動に自主的に取り組む自治会やボランティア団体、婦人会、PTAなどの市民活動団体など（市民組織）を対象に、これらの公益的活動を継続して実施するための物品等の購入費の一部を補助し、市民の皆さんが主体的にまちづくりに参加する「協働のまちづくり」の更なる推進を図るため、「多久市市民活動推進事業費補助金」制度を始めます。

### ○どのような団体が対象なの？

**補助の対象となるのは、次のすべての要件を満たす団体です**

- ① NPO 法人、ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、PTA などの市民組織（規約等の定めがあること）
- ② 構成員の半数以上が多久市民である団体
- ③ 市内に活動拠点を置き、公益活動を行う団体
- ④ 申請した活動の企画から実施、運営、完了（事業報告）まで確実に実施することが見込まれる団体

### ○補助の対象となる活動は？

**市民組織が自主的かつ自立的に公益活動を行うために必要な物品等の購入費です**

※物品等とは…活動を継続的（概ね3年以上）に展開するために直接活用する備品や設備・施設などです。

例えば

- ・何か社会に貢献する活動をはじめするために必要な機材等
- ・今おこなっている活動の輪をもっと広げるために必要な機材等
- ・新しい分野の活動をはじめて充実させるために必要な機材等
- ・お祭りや伝統文化の掘り起こし・伝承活動、地域を学び体験する活動に必要な機材等
- ・缶拾い・ビン回収などのリサイクル活動、草刈り作業、河川清掃などの環境整備活動、花いっぱい運動や花壇作りなどの美化活動に必要な機材等
- ・子育て支援や高齢者見守りなどの福祉活動、高齢者と子どものふれあいによる世代間交流活動、地元の食材などを使った収穫祭（いも煮会など）の開催に必要な機材等
- ・パトロール隊の設立のための機材等（防犯パトロール隊ユニホームなど）
- ・地域資源を活用し、観光客及び市民の誘客を図るため設置する誘導案内板や説明板の設置費
- ・まちなかの休憩施設整備やポケットパーク整備など景観向上に資する整備費
- ・駅前活性化事業（イルミネーション等の設置）など



### ○補助率は？

**物品等の購入に必要な経費の10分の7以内で、補助額は70万円を限度とします**

### ○補助の対象とならない活動

- ・施設・設備の整備を主な目的とするもの
- ・調査研究、計画策定等を主な目的とするもの
- ・物品販売等の営利を目的とするもの
- ・事業の内容および効果が特定の者のみに寄与するもの
- ・政治または宗教を目的とするもの
- ・特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とするもの
- ・地域住民の交流事業や親睦会などのイベント
- ・国、県、市およびそれらの外郭団体等で実施している他の補助、助成、委託事業の対象となっているもの

### 事業説明会を開催します

日時 5月24日（日） 午前10時～ 会場 南多久公民館

■問い合わせ 総務部 経営統括室 企画経営係 ☎75-2116

